

年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)

(注) 1. この請求書は、遺族基礎年金をうけることができる方が2人以上あるときにご使用ください。
2. この請求書は、請求書(様式第108号)に添えてご提出ください。

- ☐ のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
○ 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○ フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	
入力処理コード	進達番号
6 3 0 0 4 0	
年金コード	⑤別紙区分 ⑥未保 ⑦支保 ⑧受数
6 4	

受付登録コード
1 7 3 2 1
二次元コード



1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号		② 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成	年	月	日
氏 名	(フリガナ)		性別			
	(氏)	(名)	① 男 ② 女			

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは3ページをご確認ください。

③ 個人番号(マイナンバー)		④ 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
基礎年金番号		電話番号	— —			
⑨ 氏 名	(フリガナ)		⑩ 続柄	性別	*日中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)をご記入ください。	
	(氏)	(名)	3	① 男 ② 女		
⑪ 住所の郵便番号	⑫ (フリガナ)		住所	市 区 町 村		
社会保険労務士の提出代行者欄						

3. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)	※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。
-----------------	--------	-----------------	---

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

⑬ (2) 年金振込先	⑭ 金融機関コード	⑮ 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	⑰ 預金種別	⑱ 口座番号(左詰めで記入)
	① 普通 ② 当座							
② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号(左詰めで記入)		⑲ 番号(右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
口座名義人氏名(カタカナ)	(氏)	(名)	⑨の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。					

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
-----------------	--------	---------

公金受取口座については3ページをご参照ください。

4. 死亡した方の子についてご記入ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

①：18歳になった後の最初の3月31日までにある子

②：20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

加算額の対象者	子	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	19 生年月日	7. 平成	年	月	日	障害の状態に	19 診
		個人番号							ある・ない	
	子	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	19 生年月日	7. 平成	年	月	日	障害の状態に	19 診
		個人番号							ある・ない	
										職員記入欄 別紙有無 ☐ 有

※1 ページの2 に記入した子以外の子についてご記入ください。

※3 人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますのでご活用ください。

届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

22 年金コードまたは共済組合コード・年金種別													
1													
2													
3													
25 他年金種別													
26 傷病名				28 診断書		29 有年数		29 有年					
								元号					
30 受給権発生日			31 停止事由		31 停止期間			32 条文		33 失権事由		33 失権年月日	
元号 年 月 日			元号 年 月		元号 年 月			0 1 3 7 0 0 1				年 月 日	
42 時効区分		◆終了表示		E		送信							
入力処理コード				1 進達課所		1 進達番号		2 生年月日		年金種別			
6 3 0 8 0 0								明・大・昭・平・令 1 3 5 7 9		遺族 64			
完了処理		3 完了表示		1 完了									

「個人番号（マイナンバー）」を記入する際の注意事項

- 1 ページに請求者本人の個人番号（マイナンバー）を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。
 - 記入された個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要なため、以下の（1）または（2）をご準備ください。
 - （1）個人番号カード（マイナンバーカード）
番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
 - （2）以下の2種類（㊦と㊧1種類ずつ）をご準備ください。
 - ㊦ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類から1種類
住民票（個人番号（マイナンバー）記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ㊧ 身元（実存）確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※身元（実存）確認のできる書類については、上記㊧以外にも提出可能な書類があります。
ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。
- 【窓口で提出される場合】
上記（1）個人番号カード（マイナンバーカード）または（2）の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。
- 【郵送で提出される場合】
個人番号カード（マイナンバーカード）は、両面のコピーまたは（2）の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。
- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の届出が原則不要になります。

「公金受取口座」の利用・登録

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)
また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。
(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html)
- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- **公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。**
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意（「1. 登録する」に○印を記入）した場合は、年金受取口座の情報は個人番号（マイナンバー）等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
- 公金受取口座の登録結果は国（デジタル庁）から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
- 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

東電原発の恐るべき現実！(一ハにセトマ) 労働人団

原発・原子力利用の国際的責任

原発・原子力利用の国際的責任

原発・原子力利用の国際的責任

原発・原子力利用の国際的責任

原発・原子力利用の国際的責任

原発・原子力利用の国際的責任

原発・原子力利用の国際的責任

キ
リ
ト
リ
セ
ン

(切り離してご提出ください。)